

新 規	変 更	更 新
--------	--------	--------

### 屋外広告物許可等申請書

年 月 日

明石市長 様

申請者 住 所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)  
(〒 )

氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話 ( ) - 番

屋外広告物条例第7条(第16条第1項・第2項)の規定により、次のとおり許可(変更の許可・許可の更新)を申請します。

表示・設置場所	明石市									
広告物等の種類(A)	1. 屋上利用 2. 壁面利用 3. 壁面突出 4. 自己敷地内建植 5. 自己敷地外建植 (一般的なもの) 6. 道標・案内図板等 7. 案内誘導広告物 8. 電柱利用 9. 街灯利用 10. バス停留所標識利用 11. 消火栓標識利用 12. アーチ利用 13. アーケード利用 14. 自動車に表示 15. 垣又は塀利用 16. 広告幕 17. アドバルーン 18. 広告旗 19. 置看板・立看板等 20. その他 ( )									
広告物の区分(B)	1. 看板 2. 広告板 3. 広告塔 4. アーチ利用 5. 垣・塀利用 6. 電柱・街灯利用 7. 標識利用 8. アーケード利用 9. 宣伝車 10. テント利用 11. 車体利用 12. 広告幕 13. アドバルーン 14. 広告旗 15. 立看板 16. はり札 17. はり紙 18. その他 ( )									
広告物等の規模	No.	種類(A)	区分(B)	縦(m)	横(m)	面数	合計面積(m <sup>2</sup> )	数量	手数料	備考
他法令による 許可届出等	道路占用許可		<input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要		年 月 日					
	工作物確認申請		<input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要		年 月 日					
	その他 ( )		<input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要		年 月 日					
表示・設置期間	年 月 日から 年 月 日まで									
管理者 又は管理予定者	住 所		(〒 )							
	氏 名		電話 ( ) - 番							
	資格名称		高さ4mを超える広告物等 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無							
その他	別紙のとおり(アドバルーン、広告旗、立看板、はり札及びはり紙除く)									

- 1 所定の欄に記入のうえ、該当事項にレ点を入れてください。
- 2 「広告物等の規模」の欄のうち、「種類(A)」には「広告物等の種類(A)」欄の番号を、「区分(B)」には「広告物の区分(B)」欄の数字を記入してください。なお、「No.」、「手数料」及び「備考」欄は記入しないでください。
- 3 高さが4mを超える広告物等がある場合は、「管理者又は管理予定者」欄に資格名称を記入してください。

【処理欄】※以下の欄は記入しないでください。

手数料	円			
通知欄	年 月 日			
	上記の広告物の表示又は設置について、以下のとおり許可します。			
	明石市長 丸谷 聡子 印			
	許可年月日	年 月 日	許可番号	第 号
許可の期間	年 月 日 から		年 月 日 まで	
許可の条件	なし・あり (裏面のとおりに)			

## 許可の条件

次の該当許可基準に基づき早急に改善を行ってください。

### □屋上利用

- 広告物等の高さ — m以下とし、かつ、  
地上から広告物等を設置する箇所までの高さの 分の 以下とすること。
- 広告物等の上端の地上からの高さ — m以下とすること。
- その他 —  支柱及び骨組みが露出しないようルーバー等により遮へいすること。  
 [ ]

### □壁面利用

- 表示面積の合計 — 広告物等の表示面積の合計は、当該壁面の面積の 分の 1 以下とすること。
- 広告物等の上端の地上からの高さ — m以下とすること。
- その他 [ ]

### □壁面突出

- 建築物等からの出幅 — 建築物の 1.5m以下とし、かつ、道路境界線から 1m以下とすること。
- 広告物等の上端の地上からの高さ — m以下とすること。
- 広告物等の下端の道路面からの高さ — m以上とすること。
- その他 [ ]

### □自己敷地内建植

- 表示面積 — 広告板（塔）にあつては、 方向の表示面の面積は m<sup>2</sup>以下とし、  
かつ、表示面積は m<sup>2</sup>以下とすること。
- 数量 — 2基以下とすること。
- 広告物等の上端の地上からの高さ — 15m以下とすること。
- その他 [ ]

### □自己敷地外建植（ ）

- 表示面積 — 広告板（塔）にあつては、 方向の表示面の面積は m<sup>2</sup>以下とし、  
かつ、表示面積は m<sup>2</sup>以下とすること。
- 広告物等の上端の地上からの高さ — m以下とすること。
- その他 [ ]

### □広告物等管理者及び点検者

- 資格要件—高さ 4m を超える広告物等にあつては、当該広告物等の管理者及び点検者を一定の資格保有者とすること。
- 資格保有者である管理者設置後 30 日以内に広告物等管理者設置届（様式第 8 号）を提出すること。
- 資格保有者である管理者設置後 30 日以内に屋外広告物表示・設置者（広告物等管理者）変更届（様式第 9 号）を提出すること。
- その他 [ ]

次の条件を付しますので適切な対応を行ってください。

- その他条件（  景観の形成       風致の維持       公衆に対する危害防止 ）  
[ ]